

**富士見市障害者施策推進協議会 令和元年度第1回 会議録**

開催日時	令和元年8月2日（金） 午前10時から11時55分
開催場所	富士見市役所 市長公室
出席委員	小菅 賢一、小川 憲司、木根渕 主子、久米原 明彦、齋藤 久美子、 瀬尾 英樹、田嶋 英行、橋本 幸子、藤山 久代、星野 好孝、細野 浩一、 三川 登喜子、山道 廣子 横山 創
事務局	障がい福祉課長 益子 俊之、副課長 水口 優花、係長 三浦 崇、 係長 石黒 雅彦、主査 谷沢 典子、主任 谷田 幸子、主任 池田 桃
欠席委員	朝倉 朋栄、川端 正則、木内 一夫、古川 信之
傍聴者	なし
会議概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 協議事項</p> <p>(1) 今期のスケジュールについて 事務局より資料1にそって説明。 全3回の会議と協議内容について全委員了承。</p> <p>(2) 障がい者差別の相談状況について</p> <p>①市の取り組み状況について、事務局より資料にそって説明。</p> <p>②相談状況の報告について、事務局より資料にそって説明</p> <p>委 員：あいサポーター研修を三芳町内で行ったときに、受講者がひとりもいないことがあったので、周知方法等を検討してほしい。また、富士見市役所に近い事業所で、点字サークルきつつきや音訳グループかたりべが活動しているところがあるので、ぜひ、あいサポーター研修を受講してほしい。</p> <p>委 員：差別に関する相談があった家庭が通う事業所は、人員不足が原因と思われるが、その指導はできるか。</p> <p>事務局：障害者差別解消法では、過重な負担となることを強制できないため、法の説明と解決策の提案をした。</p> <p>委 員：障害者差別解消法を理解してもらい、人員不足の際は、保護者に負担の強制をせず、ボランティアを活用するなどの検討も必要と感じる。また、あいサポーター研修の参加者から視覚障がい者や聴覚障がい者の支援ボランティア、手話講習会の参加者につなげられるとよいのではないか。</p> <p>(3) 第3期富士見市障がい者支援計画の事業実施状況調査結果の検証について</p>

事務局より資料にそって説明。第3期富士見市障がい者支援計画における各事業を自己評価して、第4期計画を策定した事業を検証するもの。

○施策の方向1 相談支援体制の強化について

会 長：富士見市障がい者基幹相談支援センターの運営について説明

委 員：平成29年10月に開所した総合的専門的相談の場所。地域の相談支援体制を強化する取組みがある。設置されたことの周知と近隣の相談支援事業所とのスムーズな連携に取り組んできた。県では人材育成の重要性が指摘されている。今後は、会議や研修における人材育成と地域連携が課題となる。

委 員：相談支援事業所とセンターとの違いは何か。

委 員：富士見市内の相談支援事業所における困難ケースへの対応について同行するなど、後方支援的な活動をしている。

委 員：地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員のなり手がいないことを聞いているが、市として何か考えがあるか。

事務局：福祉課が担当。町会ごとの設置となり、毎年、町会へは依頼しているが、地域によって満たしていたり欠員があったり、差が生じる。

会 長：地域のあり方も変わってきているところも多いと思う。

○施策の方向2 情報提供の充実について

委 員：点字テプラや音声録音テープは中央図書館以外にもあるのか？

事務局：確認する。

委 員：サインを求められる書類も多く、情報提供についての評価がAという実感がない。意思疎通支援事業について、読むことは充実してきたが、書き込むことの専門研修を受けたヘルパーを派遣するなど、代筆代読サービスを充実させてほしい。事業所が責任を持ってないから書けないというところがあり、断られたことがある。

委 員：重度障がい者が利用できるITのコミュニケーション支援などが、時代の流れで進歩している。官公庁では今後、どう取り組みがあるのか。

事務局：今のところ情報としてはないが、アンテナを高くしていく。

委 員：手話の入門講座は多くの方が受講しているが、手話通訳者の養成講座になると少数になる。要約筆記者の育成も同様である。大切な事業なので、継続することについて理解いただきたい。

委 員：富士見市は、あいサポート運動を頑張っているなので、手話に触れてもらう広がり期待したい。一方、コミュニケーションや情報保障で困難な方もたくさんいるので、必要な支援は普及させたい。

○施策の方向3 権利擁護の推進。

会 長：成年後見制度について、社会福祉協議会の現状はいかがか。

委 員：成年後見センターの窓口を持っており、平成30年度は、114件の相談があった。うち、障がい者は10件。知的障がいを中心に、相続が発生した場合や消費者被害等の相談があった。法人後見の申

し立ては15件で、障がい者は2件あり、1件は市長申立て、1件は親族申し立てであった。障がい者における後見・保佐・補助の申し立てでは後見が2件。また、生活サポートセンターの相談は、新規で241件あり、生活困窮者の相談の内容により、就職ならばハローワークの同行支援をしたり、生活保護の案内、貸付の案内などを行っている。そのうち8割方、精神疾患がある方の相談が多い。食糧難を申し出た場合はフードバンクから提供することもある。電話で「自宅から外出できない」という方へも訪問を実施している。3人体制で鶴瀬駅から徒歩10分ほどだが、そこまで来られない方もいる。

会 長：8割方、精神疾患の方という話だが、アウトリーチ対応しているのか。社会福祉協議会と基幹相談支援センターとの関りはいかがか。

委 員：社会福祉協議会と基幹相談支援センターとはもちろんのこと、障がい福祉課や福祉課の協力ももらっている。

委 員：選挙制度について、知的障害があるとなかなか投票所に行けない場合が多く、狛江市の場合、選挙管理委員会が知的障がいの方に説明をして、それぞれ対応しているマニュアルがあると聞いた。

会 長：狛江市など参考にする提案をするといいでしょう。

委 員：選挙の際、期日前投票に出向いたが、コミュニケーションボードが見当たらなかったのも、誰でもわかるところ見えるところに置いてほしい。

事務局：確かに、申し出があったらボードを出すような仕組みになっていたのも、みえるところに置くよう選挙管理委員会に伝える。

委 員：点字プリンターがあるなら、積極的に活用してほしい。

○基本目標2施策の方向1精神保健・難病疾患などへの支援、施策の方向2  
歯科保健の充実

会 長：お家に帰ろうプロジェクト・自立生活援助をNPO法人のアドバンスで行っており、埼玉県内で1番に事業を始めたと同っているので現状を伺いたい。

委 員：当法人は、平成23年に開設し、健康増進と再発予防を目的として居場所と働く場所の提供事業をスタートした。精神障がいのケースで、市と保健所から提案があった場合、民間の立場で、病院以外の場所で生活を目指すお手伝いを行っている。このプロジェクトは、本人の意思によらない措置入院や医療保護入院で入院している患者に対し、地域での生活をサポートしていく事業。現在担当している方は、入院期間が長く筋力も落ち、理解する能力も我々と違う部分があり、病院以外の社会での接し方をモニタリングしている。例えばコンビニでの買い物作業に対し、何をどれだけ買うということからお手伝いする。アウトリーチをして、退院後の生活を支援するため、当法人で、法人後見もできるよう整備した。

委員：お家に帰ろうプロジェクトについては、協議会に精神の部会を設置し、退院促進に取り組む自治体も出てきたり、普及してきたことを感じる。

会長：協議会で必要であればそのような部会を作るというのも検討するか、相談部会の一つとして位置づけるか今後の他自治体の推移を見守りたい。

委員：グループホームが挙げられているが、一人暮らしを希望する方も多くいるので、例えば市営住宅の活用等、本格的に検討されたい。

委員：歯科保健について、眼科耳鼻科外科などにバリアフリーを感じないので検討が必要ではないか。

#### ○基本目標3福祉サービスの充実（資料説明）

会長：訪問系サービスの充実についての施策の現状を伺いたい。

事務局：もともと事業所へ連れて行ってサービスを受ける制度はあったが、近いところで川越市内のため、車移動でも1時間近くかかるため負担が大きいということがあった。4月にスタートさせた新サービスの名称は、訪問型在宅レスパイトケアサービス。たん吸引等の医療的ケアが必要な障がい児者は24時間、目が離せない状況。そういった家族の支援について、看護師が在宅時に訪問し家族が休息や外出したりできるサービスとした。現在、4家族、4事業所が登録している。

#### 4. その他

・次回の会議は、令和元年11月予定。詳細は後日調整。

#### 5. 閉会

副会長：この会議は勉強になる。市の施策が障がいのある方に伝わっているかどうかは課題。引き続き忌憚のない意見でよろしく願います。